

平成15年11月14日

照会先：厚生労働省医政局医事課

内線2563

内線2568

(代表) 03-5253-1111

(直通) 03-3595-2196

公開

新医師臨床研修制度施行準備会議（仮称）

開催日時：平成15年11月17日（月） 12:30～14:30

開催場所：経済産業省別館 第827会議室
東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

テーマ：新医師臨床研修制度の準備状況について

参加予定者：別紙のとおり

注：冒頭から挨拶終了までのカメラ撮影は可

新医師臨床研修制度施行準備有識者会議

平成15年11月17日(月)
12:30～14:30
経済産業省別館 第827会議室

次 第

1 開 会

2 医政局長挨拶

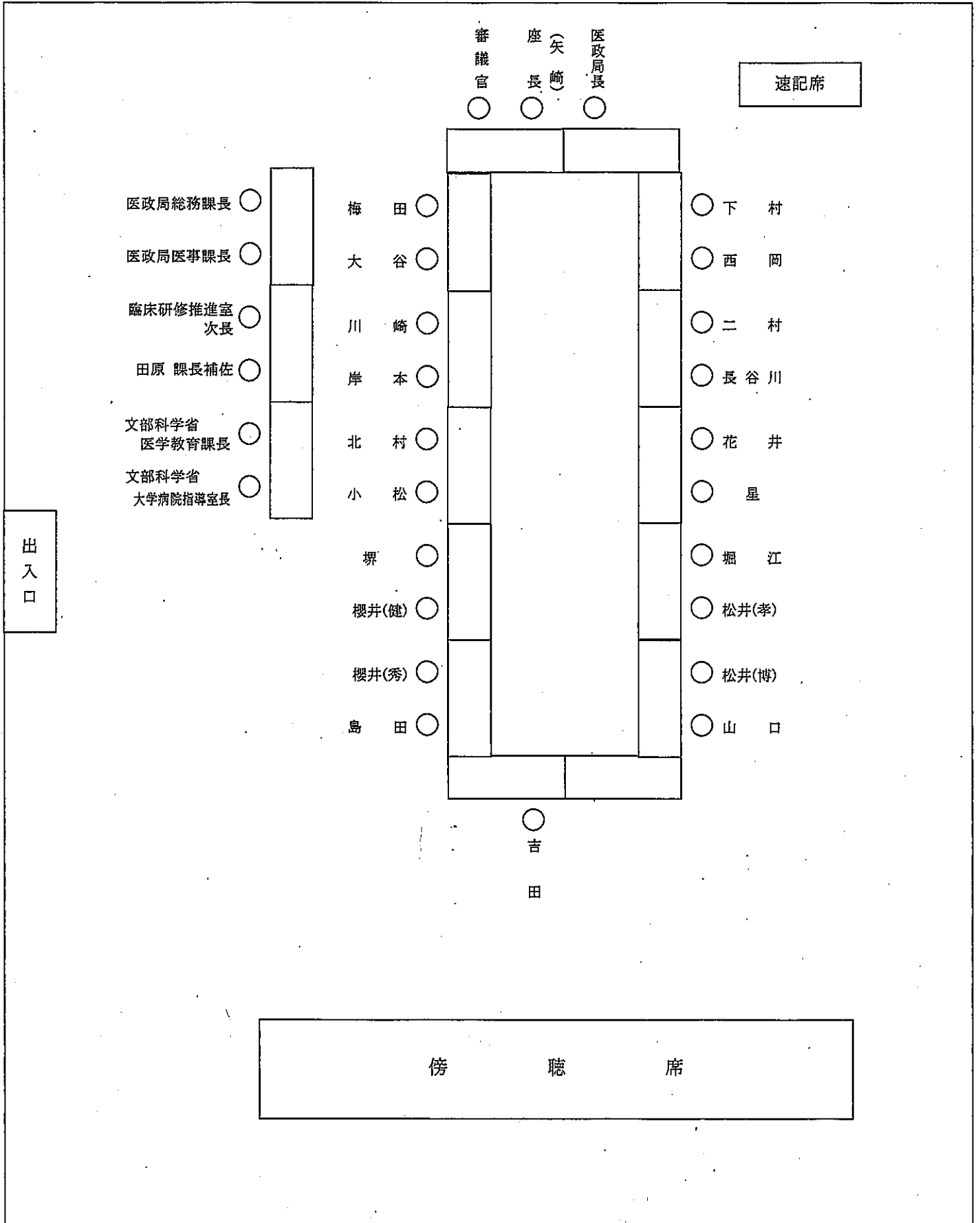
3 議 事

○新医師臨床研修制度の準備状況について

4 閉 会

新医師臨床研修制度施行準備有識者会議

平成15年11月17日(月) 12:30~14:30
 経済産業省別館 第827会議室(8階)



新医師臨床研修制度施行準備有識者会議名簿

梅田	勝	千葉県健康福祉部長
大谷	藤郎	国際医療福祉大学総長
川崎	明德	川崎学園理事長
岸本	晃男	松江病院長
北村	聖	東京大学医学教育国際協力研究センター教授
行天	良雄	医事評論家
小松	寛治	本荘第一病院長
堺	常雄	聖隷浜松病院長
櫻井	健司	聖路加国際病院長
櫻井	秀也	日本医師会常任理事
島田	和幸	自治医科大学附属病院副院長
下村	健	健康保険組合連合会副会長・専務理事
西岡	清	東京医科歯科大学医学部附属病院長
二村	雄次	名古屋大学医学部教授
長谷川	慧重	医療研修推進財団常務理事
花井	圭子	日本労働組合総連合会生活福祉局次長
星	北斗	日本医師会常任理事
堀江	孝至	日本大学医学部長
松井	孝嘉	松井病院長
松井	博志	日本経済団体連合会国民生活本部副本部長
松田	暉	大阪大学医学部附属病院長
矢崎	義雄	国立国際医療センター総長
山口	昇	全国国民健康保険診療施設協議会常任顧問
吉田	修	奈良県立医科大学長

(五十音順)

新医師臨床研修制度概要

1. 現状及び課題

昭和43年からインターン制度が廃止され、現行の医師臨床研修制度が開始されたが、地域医療との接点が少なく、プライマリ・ケアの基本的な診療能力の修得が不十分、また、研修医の処遇改善、アルバイト問題等の課題の克服が求められてきた。

2. 新医師臨床研修制度の施行

平成12年12月に医師法・医療法の改正により、臨床研修の必修化と研修専念義務等を内容とする新たな医師臨床研修制度が規定され、平成16年度から施行されることとなった（36年振りの改革）。

○ 新医師臨床研修制度の基本理念

- ・ 医師としての人格を涵養する。
- ・ プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得する。
- ・ 研修医がアルバイトをせずに研修に専念できる環境を整備する。

→ 「新医師臨床研修制度のねらい」（資料2）

○ 新医師臨床研修制度の実施方法

国において、

- ・ 統一的な研修の到達目標及び臨床研修病院の基準を設定する

※ 臨床研修の到達目標 → 「臨床研修の到達目標」（参考資料1）

I. 行動目標

医療人として必要な基本姿勢・態度

II. 経験目標

A. 経験すべき診察法・検査・手技

B. 経験すべき症状・病態・疾患

C. 特定の医療現場の経験

※ 臨床研修の到達目標には、必修項目が明示されている

※ 臨床研修病院の基準 → 「平成16年度における臨床研修病院の指定基準について」（参考資料2）

- ・ 内科、外科、救急部門（麻酔科を含む。）、小児科、産婦人科、精神科、地域保健・医療の7分野が必修。
 - ・ 研修管理委員会の設置、プログラム責任者の配置による臨床研修の統括管理。
 - ・ 原則として臨床経験7年以上の指導医による指導。
 - ・ 研修医の受け入れ数の上限設定（原則として、病床数10床に1人又は年間入院患者数100人に1人まで。指導医1人に対して研修医は5人まで。）
- ※ 平成18年度までは一定の経過措置あり。

- 臨床研修病院の指定を行う → 「臨床研修病院の指定・審査について」(参考資料3)、「臨床研修病院の指定審査状況」(参考資料4)
- 関係団体の協力等も得て、指導医の養成を進める
→ 「臨床研修における指導医講習会について」(参考資料5)
- 臨床研修実施に対する支援を図る

各臨床研修実施病院において、

- 到達目標を達成できる研修プログラムを作成し、基準を充足する指導体制及び症例数の確保を図る → 「研修プログラムの例」(参考資料6)
- 研修の実施状況を管理しながら、個々の研修医の研修到達度を個別に評価し、修了認定を行う
- 研修医の処遇を確保し、原則としてアルバイトをさせない
※ 当直の取扱い
休日・夜間の当直については、研修効果も高く、研修内容として含まれるべきことから、研修の一環として位置付け、指導体制を確保した上で実施することとしている。

研修プログラムの選択については、

- 研修プログラムを公開し、研修医と臨床研修病院が相互に選択する合理的な仕組み(マッチングシステム)を導入することにより、研修の質の向上を図る
→ 「日本医師臨床研修マッチングプログラムについて」(資料3)

こととしている。

3 臨床研修実施病院の特徴(臨床研修機能)

臨床研修を実施する病院は、それにふさわしい基盤の確立を前提として、研修プログラムが適切に実施されることにより、病院としての診療能力の向上等が図られていく病院である。 → 「臨床研修実施病院の特徴」(資料4)

4 研修医の処遇改善

現在、残された最大の課題は、研修医の処遇確保のための方策であり、この問題の克服が新制度の円滑な施行に不可欠である。

→ 「研修医の処遇改善」(資料5)

5 概算要求等の考え方

教育指導体制の充実、研修医の処遇改善など新制度の円滑な導入に必要な経費を盛り込んで212億円の概算要求を行っている。

診療報酬上の対応については、本年3月に閣議決定された「診療報酬体系に関する基本方針」において、臨床研修機能の評価について検討を進めることとされている。

→ 「平成16年度概算要求の概要と診療報酬体系に関する基本方針」(参考資料7)

新医師臨床研修制度のねらい

臨床研修の意義... 医師の診療能力は、医師免許を取得後、臨床における経験を積み重ねることによって、養成されるものであり、そのための臨床研修については、社会の理解と支援が不可欠。

現状

新制度

期待される効果

研修医

- 臨床研修の努力義務
研修実施率9割弱
- 専門性の優先
プライマリ・ケアに接する
機会の少なさ
- 出身大学・関連病院での研修
不十分な競争と選択、閉鎖性
- アルバイトによる生計補填
患者の医療安全への危惧との
指摘
アルバイト中の研修の未実施
過重な労働による本来の研修
効果の未達成

- 臨床研修の必修化
ほぼ全員が参加
- 研修の到達目標の達成の義務付け
必修7科の研修による基本的
診療能力の修得
- 研修プログラムによる病院の選択
研修の内容に応じた自由な選択、
全国统一されたオープンな研修制度
- 研修専念義務
アルバイトの原則禁止により、
指導医の指導下における研修の
実効性と医療安全の確保

資質の高い医師
(保険医)の養成

- 基本的な診療能力
の修得
- 患者と向き合った
医療の実践
- 効率的な医療保険
制度の実践

臨床研修実施病院

- 大学病院で7割が研修
プライマリ・ケアの研修が
不十分
- 多いストレート研修
基本的診療能力修得が不十分
- 指導、評価体制が不十分
研修内容や質が保障されない
- 研修医に対する低処遇
アルバイトによる生計補填
- 限定された関係者内での採用
研修内容の質の停滞

- 指定基準の見直し
大学病院での受入れ数の減少
地域医療実践病院の臨床研修への参入拡大
- 新スーパーローテート方式の実施
基本的診療能力の向上
- 指導、評価体制の確立
研修の質の確保
- 研修医に対する適切な処遇の確保
アルバイトを原則禁止
- 研修プログラムの公開と研修医の公募(マッチング)
開かれた競争による研修プログラムの質の向上

臨床研修病院機能の向上

- 病院としての診療能力の向上
- 最新の医学知識の導入
- 患者、医療スタッフ間での
密接なコミュニケーション

患者サービスの向上・効率的な医療の実現

臨床研修実施
病院の負担増

アルバイト・当直の取り扱い

現 行

- 。一部の研修医は生活のためやむを得ず、勤務時間外でアルバイトを行っている。
- 。アルバイトの内容としては、休日・夜間の当直、外来などである。
- 。大学病院の81.3%、臨床研修病院の9.4%がアルバイトを認めていると回答している。
(平成13.8、臨床研修調査)

平成16年4月以降

- 。研修医は、研修期間中は臨床研修に専念しなければならない。(研修専念義務)
- 。アルバイトは、原則として禁止される。
- 。休日・夜間の当直については、研修プログラムの一環として指導体制を確保した上で、臨床研修を実施する病院において実施。
 - ※ 休日・夜間の当直における指導体制
 - 研修1年次生...指導医又は上級医と2人以上で実施
 - 研修2年次生...オンコール体制の確保

平成15年6月12日通知(医師法16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行通知の発出について)

休日・夜間の当直における指導体制については、電話等により指導医又は上級医に相談できる体制が確保されるとともに、研修医1人で対応できない症例が想定される場合には、指導医又は上級医が直ちに対応できるような体制(オンコール体制)が確保されていること。また、休日・夜間の当直を1年次の研修医が行う場合については、原則として指導医又は上級医とともに、2人以上で行うこと。

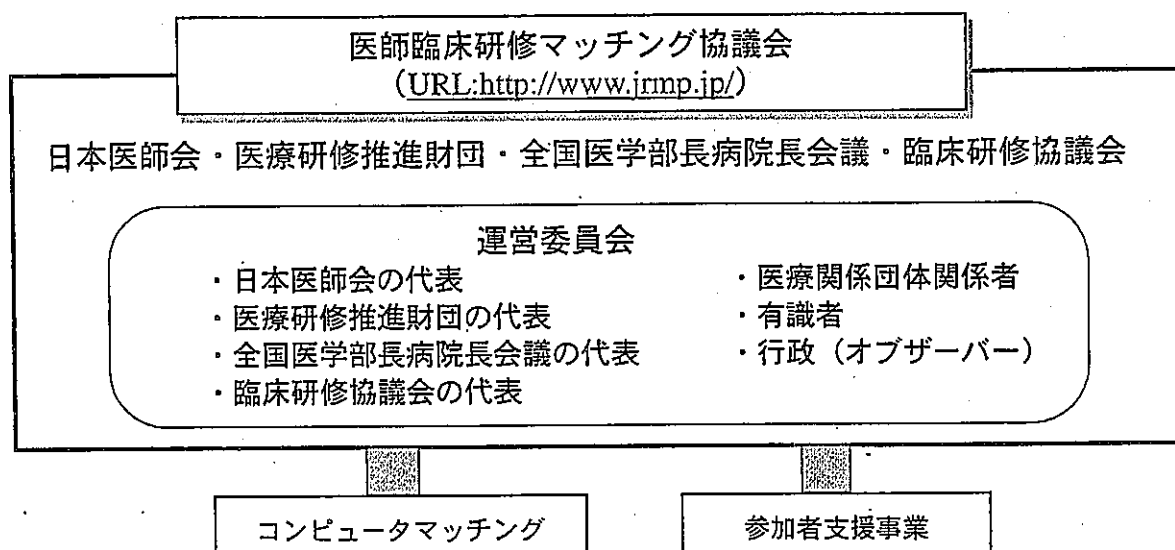
日本医師臨床研修マッチングプログラムについて (研修医マッチング)

1 研修医マッチングの概要

- 研修希望者と研修プログラムとの組み合わせの決定 (コンピュータマッチング)
- コンピュータマッチング前後の参加者支援事業

2 研修医マッチングの実施体制

- 実施主体は医師臨床研修マッチング協議会 (事務局：医療研修推進財団)
- 運営方針を運営委員会で決定



3 研修医マッチングへの参加

- 参加は任意
- 研修希望者と臨床研修を行う病院は、定められた規約を遵守して参加
 - ・ 決まった組み合わせに従って研修希望者と病院とが契約する
 - ・ 研修希望者は病院が定める選考手続き (面接等) を受ける
- 当該規約を遵守しなかった場合は、参加登録を取り消される又は一定期間参加登録できなくなる可能性がある

4 研修医マッチングのスケジュール (平成15年)

- 8月20日 午後2時 参加登録開始
- 9月 1日 午後2時 希望順位表の受付開始
- 9月30日 午後2時 参加登録締切
- 10月 1日 午後2時 中間公表
- 10月30日 午後2時 希望順位表への追加修正受付締切
- 11月13日 午後2時 組み合わせ決定 (オンラインによる結果確認)

5 研修医マッチングへの参加の状況 (医師臨床研修マッチング協議会まとめ)

- 参加者数：8,283名
- 参加病院数：851病院 (募集定員：10,870名)

研修医マッチングの結果

医師臨床研修マッチング協議会

TEL:03-5512-8130

<http://www.jrmp.jp/>

1 研修医マッチングについて

- 研修医マッチングは、研修希望者（参加者）と研修プログラム（参加病院）とを、効率的かつ透明性を確保して、組み合わせるためのシステム。
- 本協議会においては、平成16年4月からの新医師臨床研修制度の実施を控え、研修医マッチングを実施し、本日、研修医マッチングに参加している研修希望者と研修プログラムとの組み合わせを決定した。

2 研修医マッチングへの参加の状況

- 参加者数 8,283名
 - ・ 希望順位表を登録した参加者数 8,109名・・・①
 - ・ 希望順位表を登録しなかった参加者数 174名
 - ・ 参加者が希望順位表に登録した研修プログラムの数は、平均4.0プログラム（最大は50、最小は1）
- 研修プログラム 1,076プログラム、（参加病院数 851病院）、
募集定員 10,870名

3 研修医マッチングの結果の確認

- 参加者は、本協議会のホームページを通じて、当該参加者に係る研修医マッチングの結果（当該参加者とマッチした研修プログラムの名称）を確認することができる。
- 参加病院は、本協議会のホームページを通じて、研修プログラム（当該プログラムを構成している参加病院）に係る研修医マッチングの結果（当該研修プログラムとマッチした参加者氏名）を確認することができる。

4 研修医マッチングの結果の概要

- 表1は、研修医マッチングの結果の概要
 - ・ 組み合わせが決まった参加者数（マッチ者数） 7,756名・・・②
 - ・ 組み合わせが決まらなかった参加者数（アンマッチ者数） 353名
 - ・ マッチ率 95.6% （② ÷ ①）
 - ・ 臨床研修病院の研修プログラムとマッチした参加者は、41.2%
- 表2は、参加者の希望順位表における順位と組み合わせ結果との関係
 - ・ 希望順位表1位の研修プログラムとマッチした参加者は、6,014名（マッチ者全体の77.5%）
 - ・ 希望順位表3位までの研修プログラムとマッチした参加者は、7,384名（マッチ者全体の95.2%）
- 表3は、参加病院の所在地による研修医マッチングの結果の全国分布
- 別添は、研修プログラム毎の募集定員、マッチ者数及び空席数

5 留意事項

- 参加者及び参加病院は、参加規約に基づき、研修医マッチングの結果に従って、すみやかに臨床研修に関する仮契約を結ぶ。
- 参加病院が、当該病院以外の研修プログラムとマッチした参加者を採用した場合、また、参加者が、マッチした研修プログラムに従って臨床研修を受けない場合には、規約違反となる。
- 参加規約に違反した参加者、参加病院は、研修医マッチングへの参加を取り消されるとともに、一定期間、研修医マッチングへの参加登録を行えない場合がある。
- 研修プログラムとマッチしなかった参加者（アンマッチ者）は、各自で研修病院と採用交渉を行うこととなるが、募集定員の空席状況については、医師臨床研修マッチング協議会ホームページ (<http://www.jrmp.jp/>) にログインして検索することができる。また臨床研修プログラム検索サイト (URL: <http://www.reisjp.org/>) が参考になる。研修プログラムの概要については、(財)医療研修推進財団のホームページ (URL: <http://www.pmet.or.jp/>) が参考になる。
- 研修医マッチングに参加していない病院も、研修医マッチングによってマッチした研修希望者を採用した場合には、一定期間、研修医マッチングに参加登録を行えない場合がある。
- 本協議会においては、臨床研修を行う病院からの照会に応じて、当該病院が採用しようとしている研修希望者が、研修医マッチングによってマッチした者か否かについて知らせることとしている。